

第4次東吾妻町障害者計画
第7期東吾妻町障害福祉計画
第3期東吾妻町障害児福祉計画



令和6年3月



東 吾 妻 町

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画において定めるべき事項	2
第2章 東吾妻町を取り巻く現状	3
第1節 総人口の推移	3
第2節 障害者手帳所持者数の推移	4
1 手帳所持者数の推移	4
2 身体障害者手帳所持者数の状況	5
3 療育手帳所持者数の状況	7
4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況	7
第3章 第4次障害者計画	8
第1節 施策の体系	8
第2節 施策の展開	9
1 お互いの理解と認識を深める「こころのバリアフリー」	9
2 生活支援サービスの充実	12
3 保健・医療体制の整備	18
4 療育・教育体制の充実	19
5 就労機会の拡大	20
6 安心・安全なまちづくりの推進	22
第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	25
第1節 計画の基本理念	25
第2節 計画の基本的視点	25
1 訪問系サービスの充実	25
2 日中活動系サービスの充実	26
3 地域生活支援事業の推進	26
4 地域生活移行の推進	26
5 一般就労への移行の推進	26
6 障害児支援の提供体制の構築	26
第3節 計画の施策体系	27
第5章 障害福祉サービス等の見込みとその確保方法	28
第1節 令和8年度における成果目標の設定	28
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	28
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	29

3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	30
4	福祉施設から一般就労への移行等.....	31
5	障害児支援の提供体制の整備等.....	32
6	相談支援体制の充実・強化等.....	34
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	35
第2節	障害福祉サービス等の必要な量の見込み.....	36
1	訪問系サービス.....	36
(1)	居宅介護（ホームヘルプ）.....	36
(2)	重度訪問介護.....	36
(3)	同行援護.....	36
(4)	行動援護.....	36
(5)	重度障害者等包括支援.....	36
2	日中活動系サービス.....	37
(1)	生活介護.....	37
(2)	自立訓練（機能訓練・生活訓練）.....	37
(3)	就労移行支援.....	37
(4)	就労継続支援.....	38
(5)	就労選択支援.....	38
(6)	就労定着支援.....	38
(7)	療養介護.....	38
(8)	短期入所（ショートステイ）.....	38
3	居住系サービス.....	40
(1)	自立生活援助.....	40
(2)	共同生活援助（グループホーム）.....	40
(3)	施設入所支援.....	40
(4)	宿泊型自立訓練.....	40
4	相談支援.....	41
(1)	計画相談支援.....	41
(2)	地域移行支援・地域定着支援.....	41
5	障害児支援.....	42
(1)	児童発達支援.....	42
(2)	放課後等デイサービス.....	42
(3)	保育所等訪問支援.....	42
(4)	居宅訪問型児童発達支援.....	42
(5)	福祉型・医療型児童入所支援.....	43
(6)	障害児相談支援.....	43
(7)	コーディネーターの配置.....	43

第3節 地域生活支援事業の見込み.....	45
1 必須事業	45
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	45
(2) 自発的活動支援事業.....	46
(3) 相談支援事業.....	46
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	47
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	47
(6) 意思疎通支援事業.....	47
(7) 日常生活用具給付等事業.....	48
(8) 手話奉仕人養成研修事業.....	48
(9) 移動支援事業.....	48
(10) 地域活動支援センター機能強化事業.....	49
2 任意事業	50
(1) 日常生活支援.....	50
(2) 社会参加支援.....	50
(3) 就業・就労支援.....	50
第6章 地域生活支援体制の整備	51
1 障害者総合支援法の浸透.....	51
2 障害福祉施策推進のための人材の育成・確保.....	51
3 サービス提供事業者の育成・確保.....	51
4 公平・公正な障害支援区分認定の実施及び支給決定プロセスの透明化.....	51
第7章 計画の推進体制	52
1 庁内における推進体制.....	52
2 県・近隣自治体との連携.....	52
3 住民参画の推進	52
4 計画の点検・評価.....	52

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国の障害者施策は、障害や難病等の多様化、複雑化により大きく変化しています。平成23年8月、「障害者基本法」が改正され、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことや、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮等の概念が盛り込まれ、平成25年4月には、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に改められ施行されました。また、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。

国の計画では、平成30年3月策定の第4次障害者基本計画の中で、基本的方向として、「2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進」、「障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保」、「障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進」、「着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実」などが盛り込まれ、さらに、令和5年3月策定の第5次障害者基本計画では、11の分野における障害者施策の基本的な方向が盛り込まれました。

本町においては、平成30年度に「第3次東吾妻町障害者計画・第7期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害のある方も安心して暮らせるまちづくりを展開してきましたが、この度、同計画の策定期間の満了を迎えることに伴い、計画を見直し、第4次東吾妻町障害者計画及び第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項で定める市町村障害者基本計画で、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画」であって、障害のある人に関する施策分野全般にわたるものです。

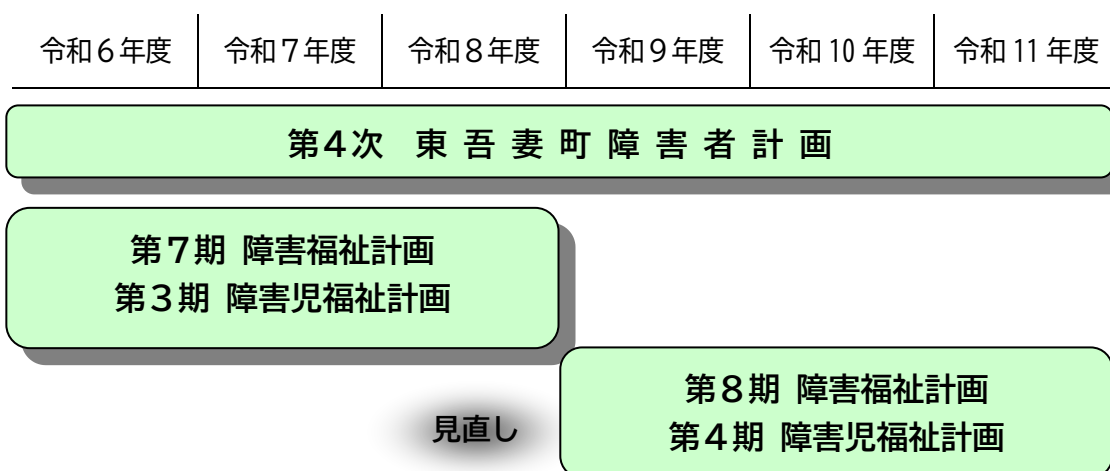
障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20で定める市町村障害者（児）福祉計画であり、国の基本指針に即しながら、「群馬県障害福祉計画」との整合性や広域的な調整を図ったうえで、本町の地域の状況を勘案し、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保する地域基盤を整備するための計画です。

第3節 計画の期間

障害者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間ですが、障害福祉計画・障害児福祉計画は、3年を1期とした計画で、令和6年度から令和8年度までの計画として策定します。

ただし、これらの計画の期間において、制度改革などが行われ計画の内容に変更が生じた場合は見直しを行うなど柔軟に対応することとします。

また、本計画は町の最上位計画である「東吾妻町総合計画」の分野別計画として位置づけられるとともに、「群馬県障害福祉計画・障害者支援計画」との整合を図り策定します。



第4節 計画において定めるべき事項

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20において次の事項について定めることとされています。

定めることとされている事項

【障害福祉計画】

- 各年度における指定障害福祉サービス、相談支援のサービスごとの必要な量の見込み
- 指定障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

【障害児福祉計画】

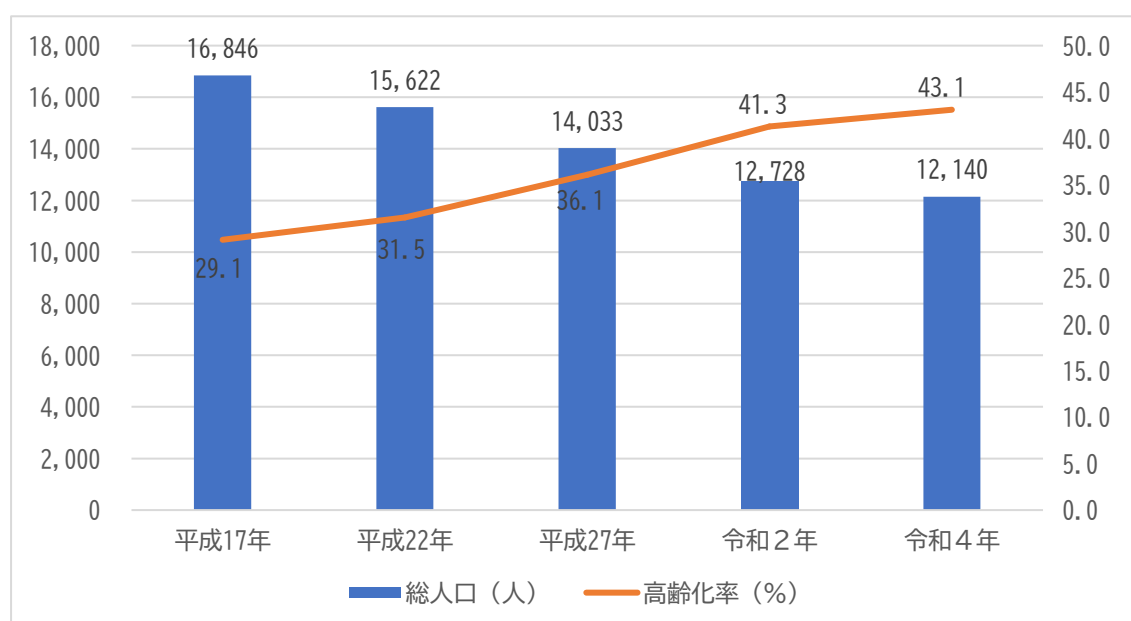
- 各年度における障害児通所支援、障害児相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み
- 障害児通所支援、障害児相談支援のサービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

第2章 東吾妻町を取り巻く現状

第1節 総人口の推移

総人口の推移をみると、年々減少しており、令和4年には平成17年の72%、4,706人の減少となっています。

年齢3区分別に人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加傾向にあり、特に高齢化率については、平成17年から令和4年にかけて14.0ポイントも増加しており、少子高齢化が著しく進行していることがうかがえます。



■東吾妻町の総人口と年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年
年少人口（0～14歳）	2,131	1,716	1,325	1,078	994
比率	12.6	11.0	9.4	8.5	8.2
生産年齢人口（15～64歳）	9,814	8,984	7,638	6,379	5,899
比率	58.3	57.5	54.4	50.2	48.7
高齢者人口（65歳以上）	4,901	4,917	5,070	5,253	5,229
比率	29.1	31.5	36.1	41.3	43.1

資料：国勢調査(H12～R2)、群馬県年齢別人口統計調査(R4)

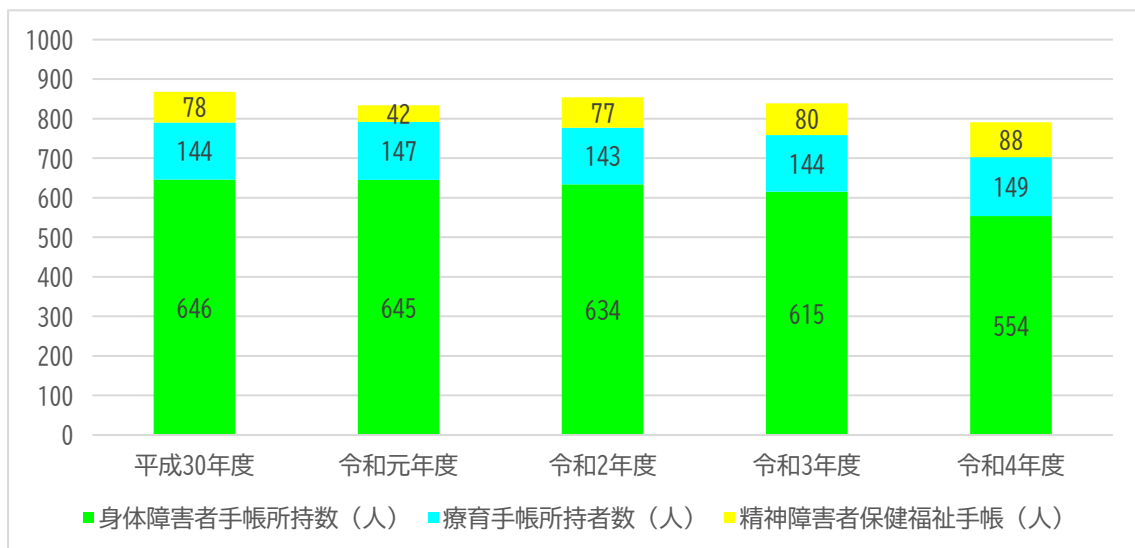
第2節 障害者手帳所持者数の推移

1 手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在で身体障害者手帳所持者数が554人、療育手帳所持者数が149人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が88人となっています。

全体では身体障害者手帳所持者が最も多く、また、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

■手帳所持者数の推移



■障害種別障害者数の推移

単位：人

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳所持者数	18 歳未満	9	11	11	11	10
	18 歳以上	637	634	623	604	544
療育手帳所持者数	18 歳未満	16	19	18	19	26
	18 歳以上	128	128	125	125	123
精神障害者保健福祉手帳所持者数		78	42	77	80	88

資料：福祉行政報告例

2 身体障害者手帳所持者数の状況

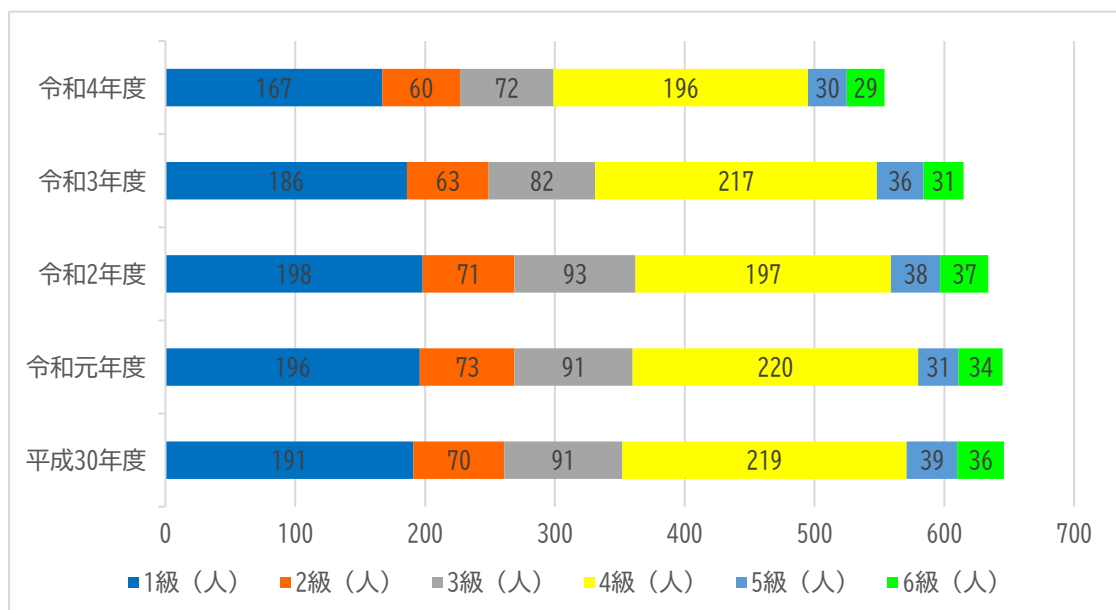
身体障害者手帳所持者数を等級別に見ると、「4級」が多く、次いで「1級」と重度障害者が多い傾向にあります。障害種別に見ると、減少傾向にあります。

■等級別身体障害者数の推移

単位：人

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	18歳未満	5	6	5	7	6
	18歳以上	186	190	193	179	161
2級	18歳未満	0	0	0	0	1
	18歳以上	70	73	71	63	59
3級	18歳未満	3	4	5	3	2
	18歳以上	88	87	88	79	70
4級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	219	220	197	217	196
5級	18歳未満	1	1	1	1	1
	18歳以上	38	30	37	35	29
6級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	36	34	37	31	29
合計	18歳未満	9	11	11	11	10
	18歳以上	637	634	623	604	544

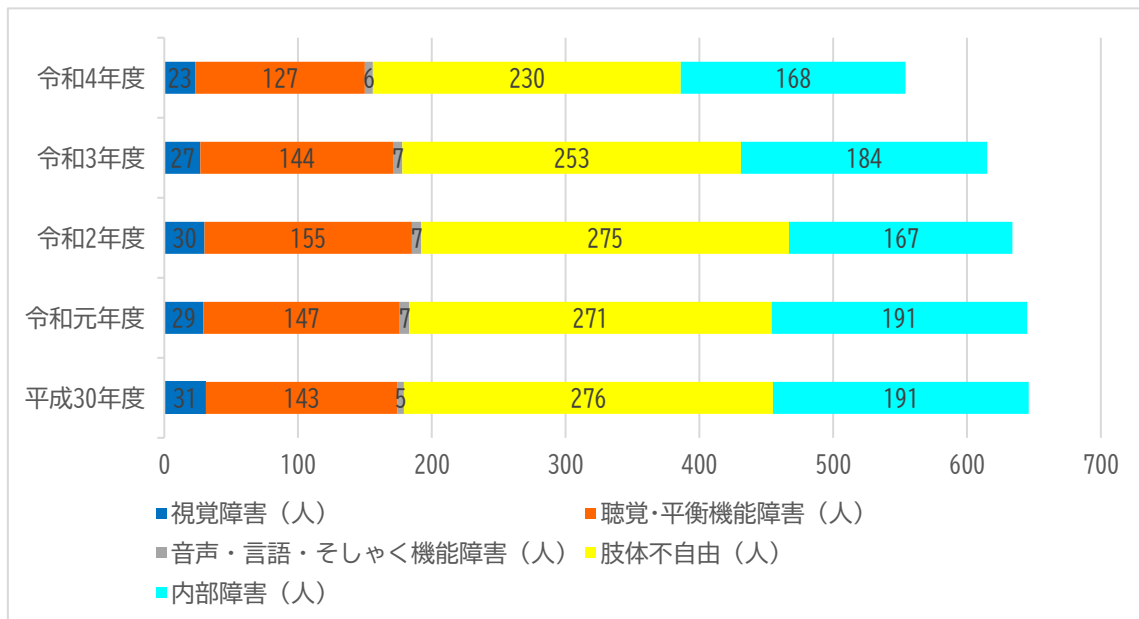
資料：福祉行政報告例



■障害種類別身体障害者数の推移

単位：人

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	18歳未満	1	1	1	1	1
	18歳以上	30	28	29	26	22
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	143	147	155	144	127
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	5	7	7	7	6
肢体不自由	18歳未満	5	6	7	6	6
	18歳以上	271	265	268	247	224
内部障害	18歳未満	3	4	3	4	3
	18歳以上	188	187	164	180	165
合計	18歳未満	9	11	11	11	10
	18歳以上	637	634	623	604	544



資料：福祉行政報告例

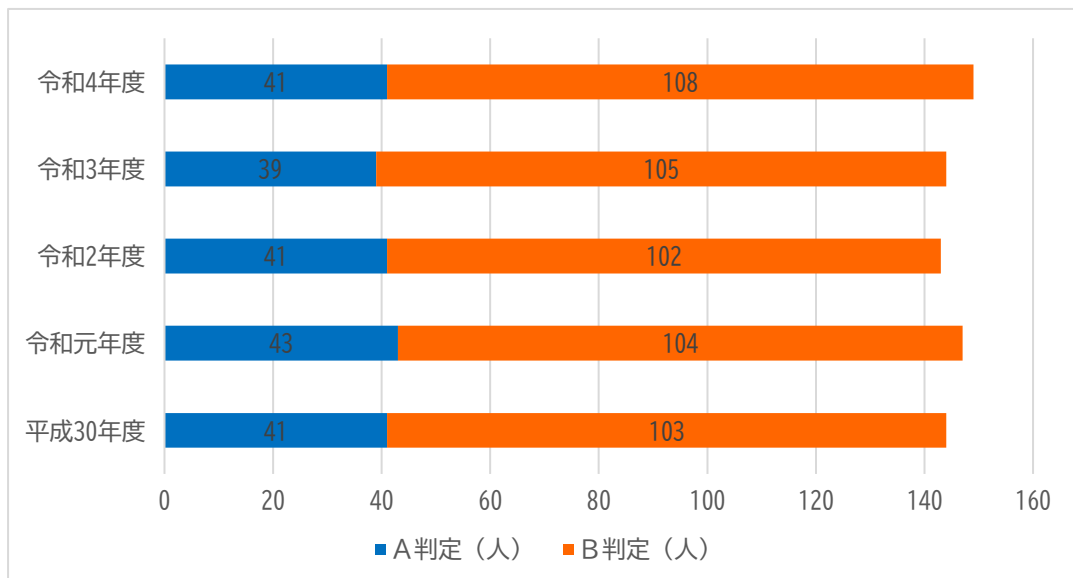
3 療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、障害程度が重度の「A」、中・軽度の「B」はほぼ横ばいに推移しています。

■等級別知的障害者数の推移

単位：人

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A	18 歳未満	2	4	4	4	6
	18 歳以上	39	39	37	35	35
B	18 歳未満	14	15	14	15	20
	18 歳以上	89	89	88	90	88
合計	18 歳未満	16	19	18	19	26
	18 歳以上	128	128	125	125	123



資料：福祉行政報告例

4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和元年度は減少しましたが、以降は増加傾向にあります。

■等級別障害者数の推移

単位：人

等級	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	33	18	33	30	29
2 級	39	18	30	33	39
3 級	6	6	14	17	20
合計	78	42	77	80	88

資料：保健センター（各年 3 月 31 日現在）

第3章 第4次障害者計画

第1節 施策の体系

この計画では、次の6つの考え方にに基づき、施策を展開していきます。

東吾妻町障害者計画

1 お互いの理解と認識を深める (こころのバリアフリー)

- ・ 広報・啓発活動の推進
- ・ 福祉教育の推進
- ・ 地域活動やボランティアへの活動支援

2 生活支援サービスの充実

- ・ 総合的な相談体制・情報提供の充実
- ・ 在宅・日中活動支援の充実
- ・ 生活の場・地域活動の場の整備
- ・ 精神障害者の福祉の充実
- ・ 生活安定のための施策の充実
- ・ 福祉マンパワーの養成と確保
- ・ スポーツ・レクリエーションや文化活動の推進

3 保健・医療体制の整備

- ・ 障害の原因となる疾病等の予防
- ・ 医療体制の充実

4 療育・教育体制の充実

- ・ 療育・相談体制の整備
- ・ 学校教育の充実

5 就労機会の拡大

- ・ 雇用機会の確保と拡大
- ・ 総合的な支援施策の推進

6 安心・安全なまちづくりの推進

- ・ 安全快適な交通・公共施設等の整備
- ・ 防災・防犯対策の充実
- ・ 権利擁護の推進
- ・ 虐待防止の推進
- ・ 合理的配慮への対応

第2節 施策の展開

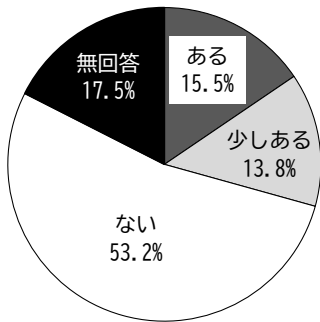
前項の施策を展開するにあたり、次の6つの考え方を基本に、障害のある人の福祉を推進していきます。

1 お互いの理解と認識を深める（こころのバリアフリー）

アンケート調査結果では、障害のある人が日常生活において差別や嫌な思いをしたことがある割合は約3割となっています。また、障害をもっている方自身も障害者差別解消法やヘルプマークの認知度は低調なものとなっています。

障害の有無にかかわらず、すべての町民が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域の人々が障害や障害のある人について正しい知識を習得し、理解を深め、障害に対する差別や偏見など「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらい、地域の中で共に生きる“共生社会”を実現することが重要です。

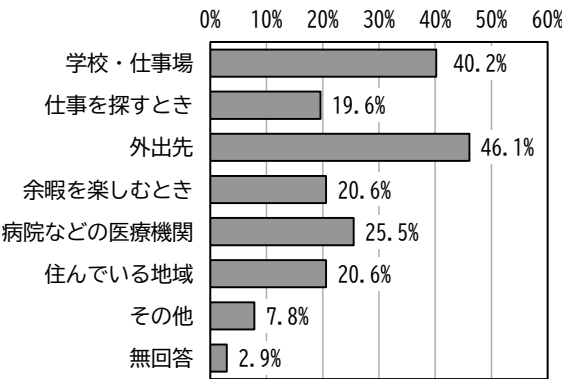
■障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか



項目	度数	構成比
ある	54	15.5%
少しある	48	13.8%
ない	185	53.2%
無回答	61	17.5%
合計	348	100.0%

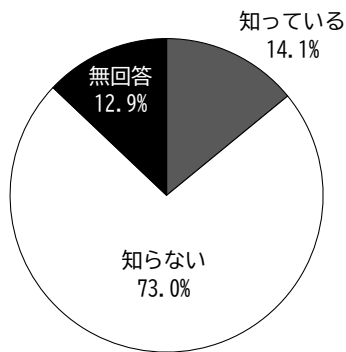
※第4次東吾妻町障害者計画・第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画のためのアンケート調査より

■どのような場所で差別や嫌な思いをしたか



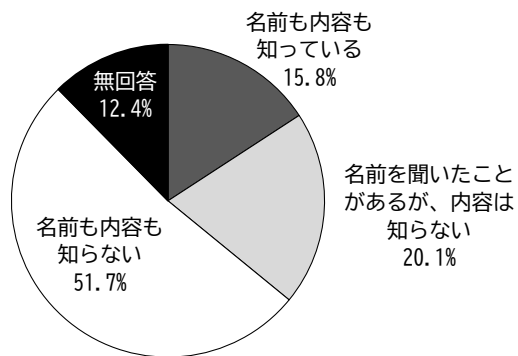
項目	度数	比率
学校・仕事場	41	40.2%
仕事を探るとき	20	19.6%
外出先	47	46.1%
余暇を楽しむとき	21	20.6%
病院などの医療機関	26	25.5%
住んでいる地域	21	20.6%
その他	8	7.8%
無回答	3	2.9%
回答者数	102	
非該当	246	
合計	348	

■障害者差別解消法の認知度



項目	度数	構成比
知っている	49	14.1%
知らない	254	73.0%
無回答	45	12.9%
合計	348	100.0%

■ヘルプマークの認知度



項目	度数	構成比
名前も内容も知っている	55	15.8%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	70	20.1%
名前も内容も知らない	180	51.7%
無回答	43	12.4%
合計	348	100.0%

※第4次東吾妻町障害者計画・第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画のためのアンケート調査より

○広報・啓発活動の推進

障害に関する理解促進を図るため、「障害者週間」・「人権週間」や、町の広報紙、ホームページ等を活用し、啓発活動を推進します。

事業	内容
障害のある人への理解を促進するための情報提供	町の広報紙やホームページを活用して、障害のある人への理解を促進するための情報を積極的に提供します。
関係機関・組織との連携	社会福祉協議会や障害者相談員、民生委員児童委員等との連携を強化し、地域に密着した福祉活動の活性化を促進し、障害や障害のある人について正しい理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。障害者差別解消法や障害者権利条約の趣旨等についても広く周知を進めます。

○福祉教育の推進

関係機関や教育活動を通じ、障害のある人に対する理解を深めるための福祉教育を推進します。

事業	内容
交流及び共同学習の推進	特別支援学校の児童生徒の社会参加を推進するために、小・中・高等学校や地域との交流及び共同学習を推進します。
学校での福祉教育の推進	学校・教育委員会・社会福祉協議会等が連携し、児童・生徒一人ひとりが障害のある人に対する理解を深める教育を推進します。
生涯学習による福祉教育の推進	すべての住民が福祉への関心が高められるよう、パンフレットの配布等を通じて啓発を進めるとともに、民生委員児童委員や社会福祉協議会等の関係各機関が連携し、地域における福祉教育を推進します。
福祉体験活動の推進	関係機関・関連施設等と連携を図り、車椅子体験や訪問福祉教育等の教育活動に努めます。

○地域活動やボランティアへの活動

ボランティア団体や各種障害者団体等の、町民による自主的な活動の活性化を促します。また、地域で活動する人材の育成に努めます。

事業	内容
各種障害者団体への協力	障害のある人やその支援者が運営する各種障害者団体の活動に協力します。
障害のある人に対するボランティア活動への支援	障害のある人の社会参加促進に協力するボランティア団体の活動を支援します。
ボランティア活動の活性化	より多くの人々がボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、現在行われているボランティア活動を推進します。
ボランティア育成の推進	障害のある人を支援するボランティアグループの活動を支援することによりボランティアの育成を推進します。

2 生活支援サービスの充実

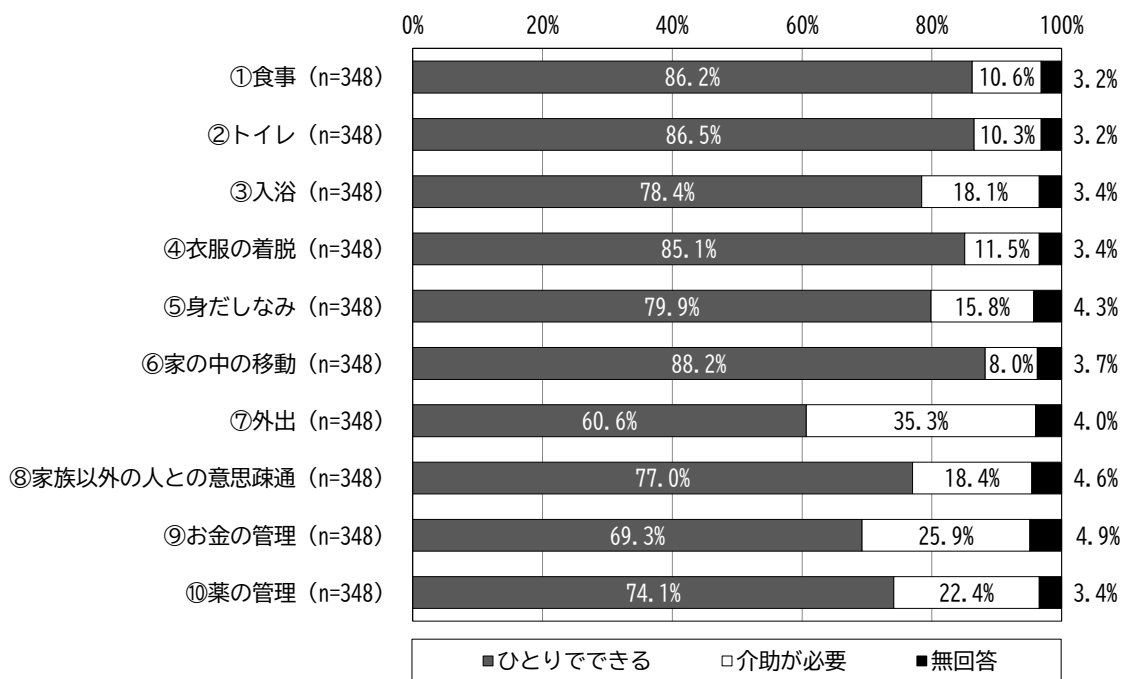
アンケート調査結果では、日常生活において他の人の支援が必要な生活項目について、「介助が必要」の割合が、「外出」「お金の管理」「薬の管理」の項目で2割を超えていますが、他にも多様な生活支援サービスが必要であることが分かります。

また、地域で生活するために必要な支援項目について、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「経済的な負担の軽減」項目が、それぞれ約4割となっていますが、多様な支援が必要であることも分かります。

障害のある人が身近な地域で生涯にわたり安心して安定した生活を送るためには、ニーズや特性に応じた支援サービスが提供されることが重要です。

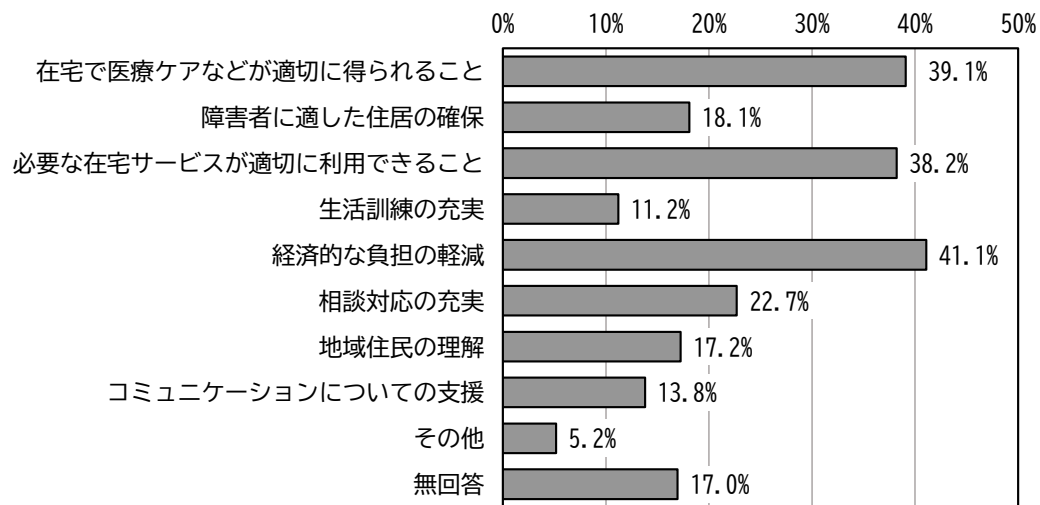
また、困ったときの相談先として相談支援事業所が低調です。障害のある人が自ら選択して、身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、相談支援やサービス提供体制をさらに充実させることが必要です。

■日常生活において支援が必要な生活項目

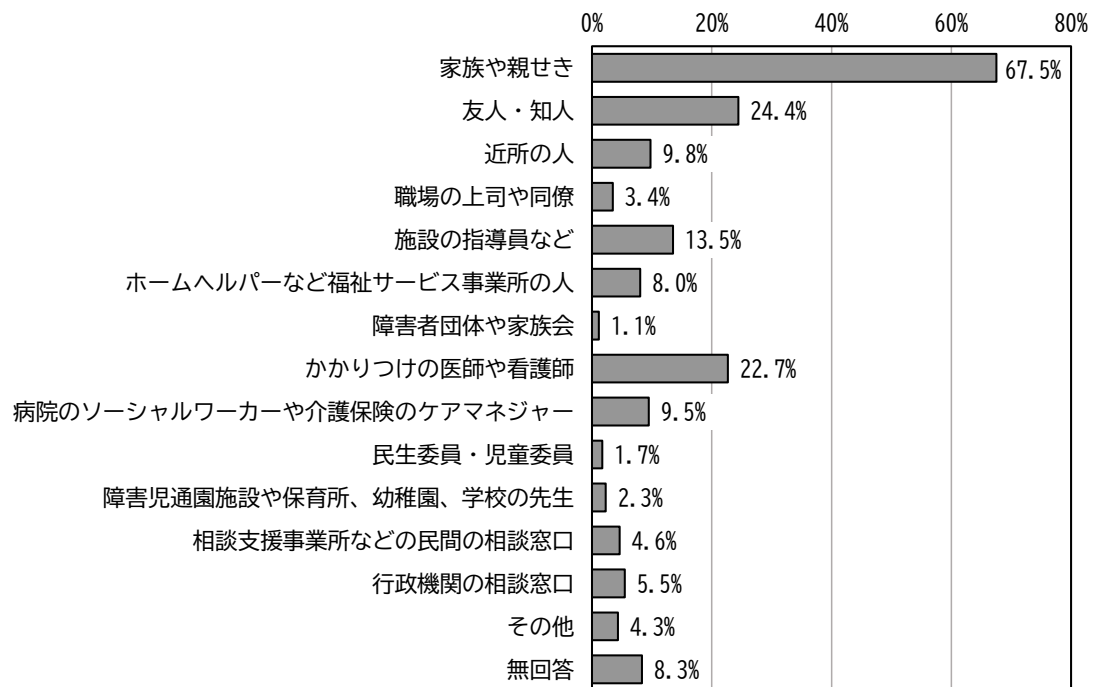


※第4次東吾妻町障害者計画・第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画のためのアンケート調査より

■地域で生活するために必要な支援



■悩みや困ったことの相談相手



※第4次東吾妻町障害者計画・第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画のためのアンケート調査より

○総合的な相談体制・情報提供の充実

保護者の負担を軽減するため、関係機関との連携を強化し、障害のある人が身近な地域において相談が受けられる体制の整備を進めます。

事業	内容
計画相談支援・障害児相談支援	障害のある人の心身の状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業所による福祉サービス利用者の支給決定の参考とするサービス等利用計画の作成を行うとともに、障害のある子どもに対する相談支援の充実を図ります。
地域相談支援	施設や病院に長期入院等をしていた障害のある人の地域生活を支援するため、居住の確保や新生活の準備を支援するとともに、一人で暮らしている障害のある人についての、夜間等も含む緊急時の支援体制を充実します。
情報提供体制の確立	国や県との連携を強め、情報提供にあたりとともに、町の広報紙やホームページ等の媒体をはじめ、民生委員児童委員・各種障害者相談員・社会福祉協議会・各種障害者関係団体等による情報提供ならびに、相談体制の充実に努めます。

○在宅・日中活動支援の充実

地域で生活する障害のある人が、必要に応じて利用できるよう、サービス提供体制の充実を図るとともに、質の向上を図れるよう、事業を推進します。

事業	内容
障害支援区分決定の透明化	障害支援区分の認定にあたっては、医師を含めた複数の委員からなる審査会を開催し、適正に障害支援区分の認定を行います。
訪問系サービスの充実	居宅での食事や入浴、排泄等の介護や外出時における移動中の介護を行う居宅介護や重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、保育所等訪問支援、同行援護による、重度の障害者を含めた障害のある人の居宅での生活を支援します。サービスの実施にあたっては、事業者への情報提供等により、サービス提供体制の充実に努めるとともに、ホームヘルパーに対しての研修への参加を促進するなど専門性の確保と質の向上を図ります。
日中活動サービスの充実	障害のある人が日中に自立した生活を送るため、利用者のニーズに応じて生活介護・自立訓練・療養介護・児童発達支援事業・放課後等デイサービスの提供を行います。サービスの実施にあたっては、旧体系施設からの円滑な移行を促進するとともに、利用者のニーズに対応できるように事業所の確保に努めます。

一時的支援の充実	障害のある子どもの放課後体制も含め、障害のある人を介護する家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援事業の充実を図ります。サービスの実施にあたっては、事業者へ情報提供等によりサービス提供体制の充実に努めます。
日常生活用具等の支援の充実	障害者の日常生活を円滑にするための支援として、地域生活支援事業による日常生活用具給付等事業と個別給付による補装具費の支援を実施します。

○生活の場・地域活動の場の整備

障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、その日常生活を支援するサービスとして、各種事業を推進します。

事 業	内 容
地域活動の場の確保	創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターの広域での運営に努めます。
地域生活支援事業の推進	障害のある人が、その能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、相談支援事業・成年後見制度支援事業・コミュニケーション事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業等の必須事業に加え、その他事業として日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業等を実施し、障害のある人や介護者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実に努めます。
施設から地域生活への移行の推進	訪問系サービスを中心とした在宅サービスの充実とともに必要に応じて広域的にグループホームの整備の支援に努めます。また、地域生活希望者に対して、住居や就労、各種サービスに関すること等日常生活に必要な情報提供を行います。
障害児入所支援	発達障害を含む障害のある子どもに対し、虐待からの保護や、日常生活の指導、自立した生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
地域生活支援拠点の充実	広域的な連携のもとで、グループホーム等の居住支援機能と、相談支援や短期入所等の地域支援機能を一体的にもった地域生活支援拠点の充実に努めます。

○精神障害者の福祉の充実

精神障害に対する正しい理解を深め、精神障害者が地域で自立して生活することができるよう、啓発活動を推進するとともに、相談・指導体制の整備に努めます。また、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの充実に向けて検討を進めます。

事 業	内 容
相談・指導体制の整備	保健所と連携し、障害者本人や介助者に対する相談支援や社会復帰支援をはじめ、精神保健福祉の問題に対応できる体制の確立に努めます。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実にあたり、関係者の協議の場として自立支援協議会で検討を進めます。

○生活安定のための施策の充実

障害のある人やその家族の経済的な負担の軽減を図るため、各種手当や制度の広報・啓発に努めます。

事 業	内 容
制度充実の取組	社会生活の変化や障害のある人のニーズを踏まえた上で、特定疾患等患者見舞金、心身障害者扶養共済制度、障害基礎年金等の各種年金や特別児童扶養手当、特別障害者手当等の制度の充実に向けて、関係機関と連携を図ります。
負担軽減の取組	障害のある人に対する所得税や相続税等の控除、有料道路通行料の減免等、障害者の経済的負担の軽減を図る制度の情報提供に努めます。
介助者に対する支援の充実	介助者の負担を軽減するため、各種サービスについての情報提供を充実させ、サービスの利用促進を図ることや相談事業の充実努めます。

○福祉マンパワーの養成と確保

多様化するニーズに対応するため、サービスの担い手である福祉従事者の養成と確保に努め、質の向上を図ります。

事業	内容
コミュニケーション支援	聴覚障害又は音声もしくは言語機能障害のある人に対し、健聴者との意思の疎通を円滑に行うため、手話通訳者の設置や手話通訳者の派遣を行います。また、聴覚障害者コミュニケーションプラザを通じて、手話通訳者及び要約筆記者の養成に努めます。
ホームヘルパー等の養成	障害のある人の身体介護や家事援助等に従事するホームヘルパー等の資質の向上を図るとともに、喀痰吸引業務のできる人材の育成に努めます。
難病患者のためのホームヘルパー養成研修事業への参加の促進	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、ホームヘルパーが専門的知識・技術を習得するための研修への参加を促進します。
盲ろう者向け通訳・介助員の養成	視覚及び聴覚に重複障害のある人の意思伝達、外出等を支援する盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。
ケアマネジメント従事者の養成	障害のある人が地域生活をする上で必要不可欠なさまざまなサービスを一体的・総合的に提供できるよう支援するため、ケアマネジメント従事者を養成するとともに、その資質の向上を図ります。
福祉施設等職員研修への参加の促進	福祉施設等に勤務する職員の資質向上のため研修への参加を促進します。

○スポーツ・レクリエーションや文化活動の推進

障害のある人や家族のコミュニティ活動の参加を促進し、障害の有無に関係なく行事に参加できる環境づくりを行います。

事業	内容
新しい障害者スポーツの普及	障害のある人のニーズにあわせた新しいスポーツの情報を集め、障害者スポーツの振興とスポーツ人口の拡大に努めます。
施設利用の支援	障害のある人が施設を利用するにあたっての施設整備・指導員の派遣・移動支援等に努めます。
活動の機会・場の創出等の支援	障害のある人の文化・芸術活動の機会拡大に努めるとともに、障害のない人も一緒に参加できる活動機会の創出や活動の場までの移動支援、活動の発表の場の確保に努めます。

3 保健・医療体制の整備

○障害の原因となる疾病等の予防

乳幼児期における障害の早期発見、その後の支援体制の在り方及び学齢期における支援等、障害のある子ども等の各ライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、介助者に対しても情報提供等の支援を行います。

事業	内容
各種健診の実施	妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を整備し、障害の早期発見と予防に努めます。
相談・指導体制の充実	健康相談、訪問指導等の各種相談事業と医療機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバイス・指導が行えるよう内容の充実を図ります。
疾病に対する理解の促進	各種健診や教室、相談等の機会を活用し、障害の原因となる可能性のある疾病について、その予防や治療方法等について広報・啓発を図ります。
療育指導の充実	障害のある子どもに対して相談体制や各関係機関との連携を強化し、適切な指導・援助に努めます。
高齢者施策との連携	障害の重度化・重複化、障害者の高齢化の進行に対応するため、高齢者施策との連携を図り、適切な健康教育・健康相談などを実施します。

○医療体制の充実

関係機関と連携しながら、障害のある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療体制等の強化、充実を図ります。

事業	内容
医療体制の整備	医師会との連携のもと住民が必要な時に適切な治療が受けられるように、診療機能の向上を働きかけるとともに、町内の医療機関や保健・福祉それぞれの分野との連携により総合的なサービスの提供に努めます。
診療のための体制づくり	町内で対応できない診療科目については、近隣市町村や県と連携し、診療を受けやすい体制づくりに努めます。
公的医療助成制度の実施	自立支援医療をはじめ、重度心身障害者(児)に対する医療補助等、障害のある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。

4 療育・教育体制の充実

○療育・相談体制の整備

発達障害を含めた障害のある子どもの豊かな発達を支援するため、関係機関との連携により、早期に適切な対応が図れるよう体制を整備します。

事業	内容
基本相談支援	障害のある子どもの豊かな発達を支援するため、適切な診断・治療、相談・指導など、保健室や相談支援事業所、教育委員会と連携を取りながら、相談できる体制を充実します。
児童発達支援センターの設置	障害のある子どもの支援システムについて検討を進める中で、児童発達支援センターの設置についても関係町村と連携し、必要に応じて検討を進めます。
療育体制の充実	在宅の障害のある子どもとその保護者に対し、保健室・相談支援事業所と連携して、療育に関する相談や指導の充実に努めます。
障害児保育の充実	障害のある子どもが、身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、保育所・こども園への入園相談や受け入れ体制の整備、指導員や保育士の専門性の向上、保育内容の充実に図ります。
就学指導の充実	障害のある子どもが、それぞれの障害に応じた適切な教育を受けられるように、保護者に対して就学に関する相談支援を充実するとともに、就学前療育から学校教育へと適切につなぐため、保健・療育・教育の各分野の連携を強化します。

○学校教育の充実

障害のある児童生徒の一人ひとりの希望や個性、障害の程度に応じた特別支援教育の充実を図るとともに、障害のある子とない子が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育の充実に図り、きめ細かな教育の推進に努めます。

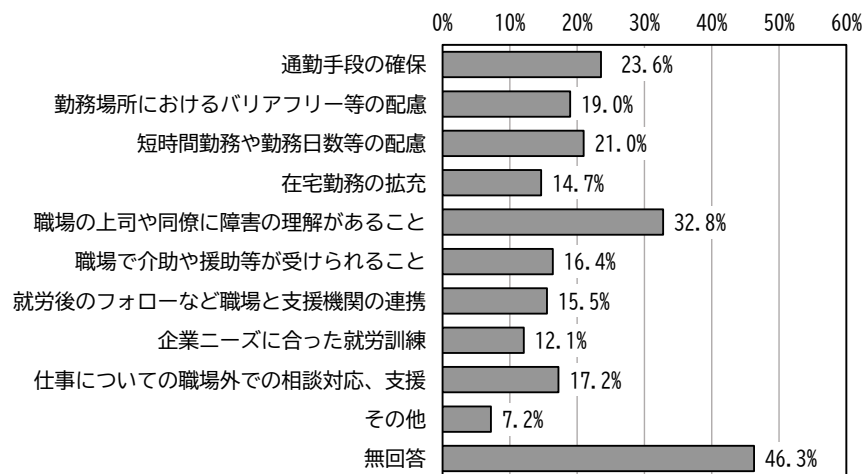
事業	内容
特別支援教育の推進	従来の特別支援教育の対象の障害だけではなく、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う特別支援教育を推進します。
教育相談の充実	子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消するため、一人ひとりに応じた教育の場が提供できるように、学校・家庭・関係機関が連携し、相談の充実に図ります。
教育・福祉・保健・医療・労働等の連携の充実	教育・福祉・保健・医療・労働等が一体となって乳幼児期から学校卒業まで、障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援の体制整備を図ります。
吾妻特別支援学校との連携	吾妻特別支援学校との連携を強化し、小等部から高等部までの接続性のある特別支援教育の推進に努めます。

5 就労機会の拡大

アンケート調査結果では、就労支援として必要な項目について、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の項目で3割を超えていますが、他にも多様な配慮が必要であることが分かります。事業者自身も障害者雇用について理解を深めていくことが必要です。

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の雇用関係機関等と連携し、事業所への障害者雇用への理解と協力を求め、雇用機会の拡大を図り、障害のある人が安心して働ける環境を整備することが重要です。

■障害者の就労支援として必要なこと



※第4次東吾妻町障害者計画・第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画のためのアンケート調査より

○雇用機会の確保と拡大

公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、障害のある人の雇用機会の拡充を促進します。

事 業	内 容
職業紹介、職業相談の充実	公共職業安定所をはじめとする関係機関の協力を得ながら、障害のある人一人ひとりの能力や適性に見合う職業が見つかるよう、就職情報の収集・提供や職業相談等の支援の充実を図ります。
法・制度等に基づく就労の場の確保	一般企業に対しては公共職業安定所等の協力を得ながら、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により定められた法定雇用率が達成できるよう、障害のある人の雇用や職域の拡大等の働きかけを行い、就労の場の確保を図ります。また、公的機関の障害者雇用率の達成はもとより、障害者の雇用を積極的に検討します。
福祉的就労の充実	障害のある人一人ひとりが障害の状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、福祉的就労施設との連携強化・支援に努めます。
事業所製品の販路拡大	障害者優先調達推進法の趣旨に基づき定める調達方針に沿って、優先的に障害者就労施設等から物品等の調達の推進をします。

○雇用に関する支援施策の推進

障害者総合支援法に基づき、障害の種類、程度等に応じた職業指導、職業訓練等を実施し、障害のある人が適性や能力に応じて就労し職場定着できるよう、支援の充実を図ります。

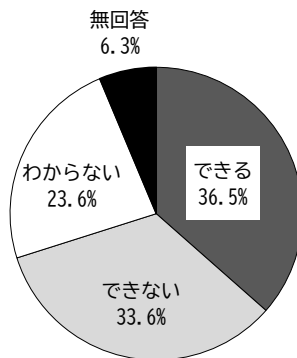
事 業	内 容
就労移行支援の充実	日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、相談支援事業所・事業所と連携し、生活訓練や機能訓練を推進します。また、一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、知識や能力の向上、実習や職場探し等を行う就労移行支援を推進し、適性に合った職場への就労・定着を支援します。
広域的な連携の強化	特別支援学校・相談支援事業所・事業所等の関係機関と連携し、就労前から就労後にわたる障害のある人の就労支援に努めます。

6 安心・安全なまちづくりの推進

障害のある人が希望した場所へ安全に移動できることや安心して充実した生活を送るためには、快適性や安全性が確保されることが必要です。

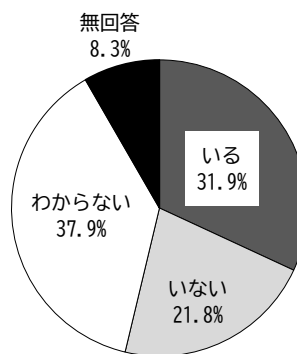
緊急事態発生時に、適切な情報提供と援助等が行えるよう関係機関との連携を強化し、災害時要援護者（避難行動要支援者）の個別避難計画を作成し避難支援対策を充実することが必要です。

■火事や地震等の災害時に一人で避難できるか



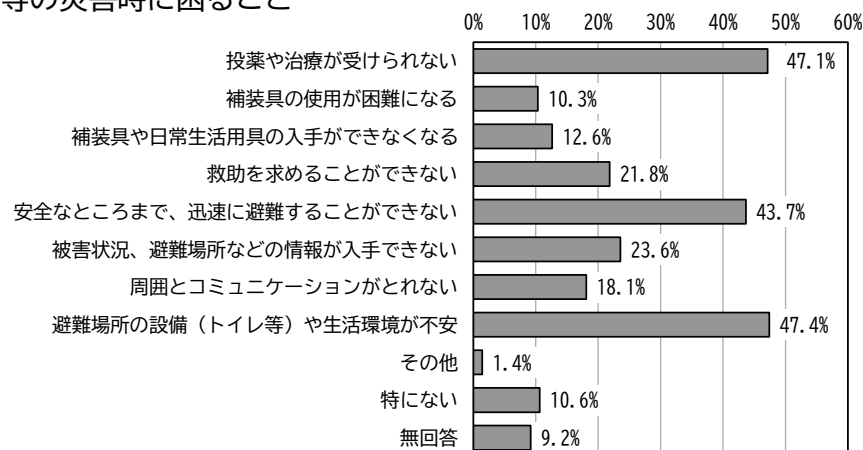
項目	度数	構成比
できる	127	36.5%
できない	117	33.6%
わからない	82	23.6%
無回答	22	6.3%
合計	348	100.0%

■家族が不在の場合や一人暮らしの場合に、近所に助けてくれる人がいるか



項目	度数	構成比
いる	111	31.9%
いない	76	21.8%
わからない	132	37.9%
無回答	29	8.3%
合計	348	100.0%

■火事や地震等の災害時に困ること



※第4次東吾妻町障害者計画・第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画のためのアンケート調査より

○安全快適な交通・公共施設等の整備

障害のある人も安心して暮らせるよう、公共の施設や交通機関の整備を行い、社会参加しやすい環境の整備に努めます。

事業	内容
法律・制度に基づく公共施設の整備	今後、新たに設けられる公共施設については、建物や設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図り、だれもが使いやすい施設となるよう整備を推進します。
障害のある人等に配慮した道づくり	歩行者の安全な通行を妨げる場所について、関係機関の協力を得ながら安全な歩道や交差点の確保、段差の解消などを行い、障害のある人や高齢者等のだれもが安心して快適に歩くことのできる歩行者に配慮した道づくりに努めます。
障害のある人等に配慮した町営住宅の整備	新たに整備する町営住宅については、障害のある人や高齢者等が利用しやすいように配慮した整備・仕様を備えたものにしていきます。
移動環境の整備	町内を巡回しているバスの利用を促進するとともに、住民の主要な移動手段としてより利用しやすいものになるよう改善に努めます。

○防災・防犯対策の充実

安全な生活が送れるよう防犯対策を行うとともに、障害のある人に配慮した火災・災害時の対策等に努めます。

事業	内容
防災に関する情報提供の充実	町の広報紙やホームページ等を活用して災害対応ガイドブックや避難検討マップなどを掲載し、防災の知識・意識の向上を図ります。
緊急時の情報伝達手段の整備	特に情報伝達が困難となる重度障害者や言語障害者・聴覚障害者・視覚障害者への対策として、緊急通報システムの確立とFAXなどを利用した情報伝達手段の整備に努めます。
「地域防災計画」に基づく関係機関の連携	「東吾妻町地域防災計画」に基づき、障害のある人・高齢者・乳幼児等、緊急時に配慮が必要となる災害弱者の避難・救助が迅速に行われるよう、個別避難計画の作成に努め、消防署・警察署・消防団・社会福祉協議会・ボランティア団体等との連携や情報共有を行います。
地域での連携の強化	住民の防火・防災意識の高揚と災害発生時、自主的な防災活動を行うことができるよう、近隣地域住民の連携強化を推進します。
地域防犯体制の確立	警察署や関係機関と連携し、防犯関係団体の育成と協力体制の充実を図ります。

○権利擁護の推進

障害のある人の権利を保護するため、相談窓口や事業等の広報・啓発活動を進めるとともに、日常生活上の法的問題等への対応を強化します。

事業	内容
地域福祉権利擁護事業の推進	知的障害のある人や精神障害のある人など、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会と連携し、金銭管理の支援や相談などを行う権利擁護事業を推進します。
成年後見制度の利用促進	今後利用が見込まれるため、地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障害のある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。
各種制度の広報・啓発	役場庁舎内へのポスターの掲示やパンフレットの設置を通じ、利用対象者や住民への広報・啓発活動と利用促進に努めます。

○虐待防止の推進

関係機関と連携し、障害者虐待の早期発見・早期対応に努めます。

事業	内容
連携協力体制整備事業	虐待の防止、早期発見・早期対応のため、虐待防止センター・事業所などと連携し、協力体制を整備します。
家庭訪問等個別支援事業	相談支援事業所に吾妻郡内で委託し、実施します。
障害者虐待防止・権利擁護研修事業	施設従事者等に対し、虐待防止等に関する研修を実施します。相談窓口職員に対する虐待の防止や、虐待を受けた人の支援等に関しての専門的な研修を促します。
専門性強化事業	学識経験者、医師、弁護士等との連携体制を整備し、専門性を強化します。

○合理的配慮への対応

「合理的配慮」への対応に向けた体制整備を進めます。

事業	内容
「合理的配慮」への対応に向けた体制整備	「障害者差別解消法」に基づき、関係機関と連携し、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮」を行う体制を整備します。

第4章 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

第1節 計画の基本理念

本町では、平成18年度に策定した「東吾妻町障害者計画及び東吾妻町障害福祉計画」に基づき、住民一人ひとりがあらゆる活動を通じてあたたかな心を育み、そして障害があっても地域社会の一員としてその人らしい生活を営むことができるよう、障害のある人の自立と社会参加を実現することを目標として、様々な施策を推進してきました。

東吾妻町の障害者施策における基本理念

だれもが共に生きるまち 東吾妻町
～障害のある人が主体的にいきいきと暮らせるまちをめざして～

本計画においては、継続して基本理念を踏まえ、また、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、障害のある人の自己決定と主体的な生活を支援し、自らの障害に応じた自立生活を地域の中で実現できるよう、自立支援給付、児童福祉法による給付、地域生活支援事業をはじめとした各種福祉サービスの充実を図り、地域生活の基盤整備を進めるものとします。

第2節 計画の基本的視点

障害のある人が、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、次の視点のもと計画を進めます。

1 訪問系サービスの充実

障害のある人が、地域で生活していくためには、居宅での生活を支援する訪問系サービス（居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援）について、障害種別に関係なくサービスが提供できるよう提供基盤の体制の充実とサービスの質を向上させていくことが必要となります。

2 日中活動系サービスの充実

障害のある人が、地域で生活していくためには、日中に希望するサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、療養介護、短期入所（ショートステイ））を受けることができるよう、日中活動系サービスの充実を図ることが必要となります。また、障害児支援の提供体制の充実を図ります。

3 地域生活支援事業の推進

地域生活で自立した日常生活や社会生活を送るためには、円滑にサービスが利用できるよう、中立かつ公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備するとともに、地域生活支援事業（コミュニケーション支援、日常生活用具給付・貸与、移動支援、日中一時支援など）を地域の実情に応じて提供していくことが必要となります。

4 地域生活移行の推進

障害のある人が、地域で生活していくためには、地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）、自立訓練事業等の充実を図ることにより、施設入所や入院から地域生活へ移行できるよう、支援体制、訓練体制、相談体制を整備していくことが必要となります。また、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証及び検討にあたっては自立支援協議会の場を活用し協議を進めます。

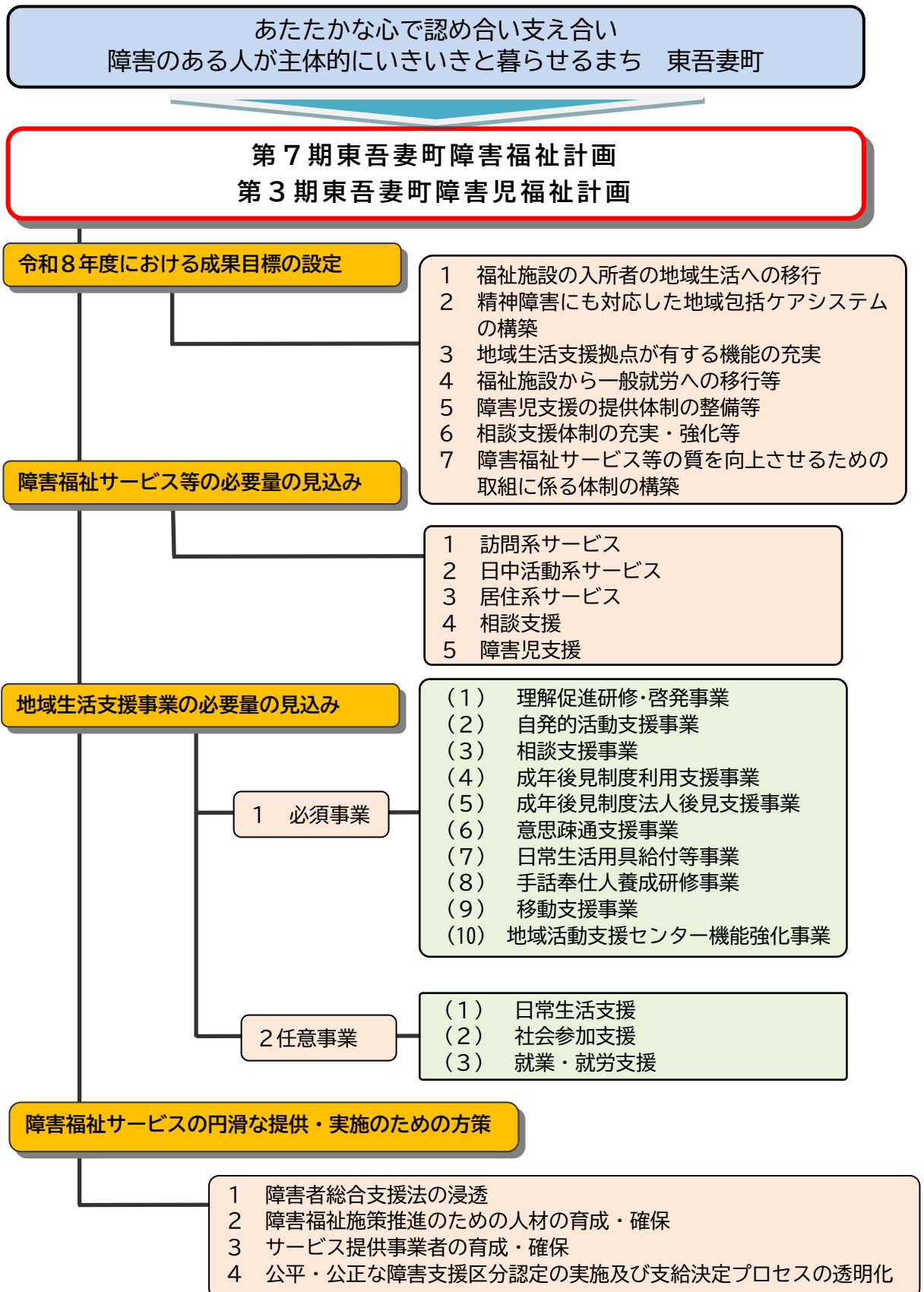
5 一般就労への移行の推進

障害のある人が、地域で生活していくためには、働くことも重要なポイントとなります。「働きたい」という意欲や希望をもっている障害のある人が、能力や適性に応じて働くことができるよう、サービス事業者をはじめ、企業や関係機関と連携しながら障害のある人のさまざまな就労活動への支援を充実していくことが必要となります。

6 障害児支援の提供体制の構築

障害児については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図っていきます。

第3節 計画の施策体系



第5章 障害福祉サービス等の見込みとその確保方法

第1節 令和8年度における成果目標の設定

第7期障害福祉計画においては、計画の最終年度となる令和8年度に向け、障害のある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

第3期障害児福祉計画においては、計画の最終年度となる令和8年度に向け、障害のある子どもの地域支援体制の構築、施設や体制の整備について数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障害のある人の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて、必要な各種障害福祉サービスの提供体制を充実していきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

施設入所者数について、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点より5%以上削減することを基本とし、現在の入所施設の入所者の6%以上が地域生活（グループホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅）に移行することを基本とします。

■施設入所利用者の地域生活への移行【町の基本方針】

項目	数値	考え方
入所者数（A）	39人	令和4年度末の入所者数
目標年度入所者数（B）	37人	令和8年度末時点の利用人員見込み
【目標値】	2人	(A) - (B)
削減見込み（C）	5.1%	
【目標値】	2人	地域移行者数
地域移行数（D）	5.1%	※現状では、施設入所希望が多い。削減ができるよう努める。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針】

精神病床における長期在院者数の削減・早期退院率の上昇、精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均日数を上昇させることを基本とします。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【町の基本方針】

項 目	数値	考え方
【活動指標】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4 回	自立支援協議会の特定課題会議の場において協議する。
【活動指標】 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	3 人	国の基本指針では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる関係者ごとの参加者数の見込み
【活動指標】 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	国の基本指針では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み
【活動指標】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	1 人	地域移行支援の利用者のうち精神障害者
【活動指標】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	1 人	地域定着支援の利用者のうち精神障害者
【活動指標】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	12 人	共同生活援助の利用者のうち精神障害者
【活動指標】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	1 人	自立生活援助の利用者のうち精神障害者
【活動指標】 精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	2 人	自立訓練(生活訓練)の利用者のうち精神障害者

3 地域生活支援拠点等有する機能の充実

【国の基本方針】

令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

■地域生活支援拠点等有する機能の充実【町の基本方針】

項 目	数値	考え方
【目標】 地域生活支援拠点等の設置	1箇所	吾妻圏域において設置済み
【目標】 コーディネーターの配置人数	1人	コーディネーターの配置人数
【目標】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込数	2回	地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込数
【目標】 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	有	強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
令和4年度末時点の施設入所待機者数、そのうち強度行動障害のある者	1人	令和4年度末時点の施設入所待機者数
	0人	上記のうち、強度行動障害のある者

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本方針】

施設利用者の一般就労移行者数は令和3年度実績の1.28倍以上を基本とします。その中で、就労移行支援における一般就労移行者数を1.3倍以上、就労継続支援A型における一般就労移行者数を1.26倍以上、就労継続支援B型における一般就労を1.23倍以上に設定します。

就労移行支援事業を通じ一般就労に移行する者のうち5割が就労定着支援事業を利用、就労定着支援事業のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上としています。

■福祉施設から一般就労への移行【町の基本方針】

項 目	数値	考え方	備 考 (令和3年度実績等)
【目標値】 令和8年度の一般就労への移行者数	2人	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数	0人
【目標値】 令和8年度就労移行支援事業の一般就労への移行者数	3人	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数	2人
【目標値】 令和8年度就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	2人	福祉施設利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数	0人
【目標値】 令和8年度就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	2人	福祉施設利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数	0人
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	2人	国の基本方針に準ずる。	
【目標値】 就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割	国の基本方針に準ずる。	
【目標値】 就労定着支援事業の就労定着率	2.5割	国の基本方針に準ずる。	

5 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本方針】

障害児に対する専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが必要とされています。

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上設置
- ②障害児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保
- ④令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターを圏域及び各町村で配置

■障害児支援の提供体制の整備等【町の基本方針】

項 目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1箇所	令和8年度末までに吾妻圏域で整備ができるよう検討する。
【目標値】 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築	1箇所	令和8年度末までに吾妻圏域で整備ができるよう検討する。
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保	1箇所	令和8年度末までに吾妻圏域で整備ができるよう検討する。
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	令和5年度末までに吾妻圏域で整備ができるよう検討する。
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	1箇所 5人	関係機関の協議の場の設置については、令和8年度末までに吾妻圏域で整備ができるよう検討する。医療的ケア児に関するコーディネーターは吾妻圏域で配置している。
【活動指標】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	3人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び町における発達障害者等の数を勘案した受講者数の見込み

【活動指標】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1 人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び町における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの実施者数(支援者数)の見込み
【活動指標】 ペアレントメンターの人数	1 人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び町における発達障害者等の数を勘案したペアレントメンターの人数の見込み
【活動指標】 ピアサポートの活動への参加人数	1 人	現状のピアサポートの活動状況及び町における発達障害者等の数を勘案した参加人数の見込み

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本方針】

令和8年度末までに、各町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

①総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施見込を設定

②地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込を設定

■相談支援体制の充実・強化等【町の基本方針】

項 目	数値	考え方
【目標】 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置	有	国の方針に準ずる。 (吾妻圏域にて基幹相談支援センターは設置済み)
【活動指標】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7 件	国の方針に準ずる。
【活動指標】 人材育成の支援件数	3 件	国の方針に準ずる。
【活動指標】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	7 回	国の方針に準ずる。
【活動指標】 個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 回	国の方針に準ずる。
【活動指標】 主任相談支援専門員の配置数	3 人	国の方針に準ずる。
【活動指標】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	国の方針に準ずる。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本方針】

令和8年度末までに、各町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数見込を設定

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込を設定

③指導監査結果の関係市町村との共有

県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数の見込を設定

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【町の基本方針】

項 目	数値	考え方
【活動指標】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2 人	群馬県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への町職員の参加人数。
【活動指標】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	有 1 回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析・活用し事業所や関係自治体等と共有体制の構築に努める。
【活動指標】 指導監査結果の関係市町村との共有	有 1 回	群馬県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の実施結果を共有する体制を構築する。

第2節 障害福祉サービス等の必要な量の見込み

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の障害があり常に介護を必要とする人に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護を行うほか、外出の際の移動中の介護などを総合的に行います。

(3) 同行援護

重度の視覚障害により移動及びそれに伴う外出先においての支援や援護を必要とする人に対して、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

(4) 行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス実績】

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用人数（人／月）	13	9	9
	利用量（時間／月）	204	97	94
重度訪問介護	利用人数（人／月）	—	—	—
	利用量（時間／月）	—	—	—
同行援護	利用人数（人／月）	—	—	—
	利用量（時間／月）	—	—	—
行動援護	利用人数（人／月）	—	—	—
	利用量（時間／月）	—	—	—
重度障害者等包括支援	利用人数（人／月）	—	—	—
	利用量（時間／月）	—	—	—

【サービス見込量】

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用人数（人／月）	14	15	16
	利用量（時間／月）	256	275	293
重度訪問介護	利用人数（人／月）	－	－	1
	利用量（時間／月）	－	－	238
同行援護	利用人数（人／月）	－	－	1
	利用量（時間／月）	－	－	21
行動援護	利用人数（人／月）	－	－	1
	利用量（時間／月）	－	－	16
重度障害者等包括支援	利用人数（人／月）	－	－	－
	利用量（時間／月）	－	－	－

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

居宅介護（ホームヘルプ）は、介護者の高齢化などにより、今後も必要なサービスです。必要なサービス量に対応できるよう、サービス提供事業者と連携するとともに、新たな事業者の参入を促進します。また、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援などの、町内に提供事業者がないサービスについてもニーズの把握に努め、必要に応じて事業者の参入を促進します。

2 日中活動系サービス

（１）生活介護

常時介護が必要な人に対して、障害者支援施設などの施設で、日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

（２）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

（３）就労移行支援

就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練を行います。

(4) 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。

○就労継続支援（A型）

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で、就労移行支援事業により一般企業への雇用に結びつかなかった人や、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人などを対象に、雇用に基づく就労機会の提供や一般企業への雇用に向けた支援などを行います。

○就労継続支援（B型）

就労の機会を通じて、生産活動にかかわる知識及び能力の向上が期待される人で、一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面から雇用されることが困難な人などに対し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会の提供、雇用形態への移行支援を行います。

(5) 就労選択支援

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望・就労能力や適性等にあった選択を支援します。

(6) 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

(7) 療養介護

医療が必要な人であって、常時介護が必要な人に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等、主として日中に病院等の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

(8) 短期入所（ショートステイ）

在宅で障害のある人を介護している保護者等が、病気・冠婚葬祭などの場合に、短期間、施設に宿泊するサービスです。

【サービス実績】

サービスの種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)	生活介護	利用人数（人／月）	51	53	53
		利用量（人日／月）	1,143	1,165	1,165
(2)	自立訓練（機能訓練）	利用人数（人／月）	—	—	—
		利用量（人日／月）	—	—	—
	自立訓練（生活訓練）	利用人数（人／月）	2	2	2
		利用量（人日／月）	46	46	46
(3)	就労移行支援	利用人数（人／月）	4	1	3
		利用量（人日／月）	88	23	66
(4)	就労継続支援（A型）	利用人数（人／月）	8	9	9
		利用量（人日／月）	165	192	192
	就労継続支援（B型）	利用人数（人／月）	36	35	37
		利用量（人日／月）	707	702	777
(5)	就労定着支援	利用人数（人／月）	1	1	1
(6)	療養介護	利用人数（人／月）	2	2	2
(7)	短期入所（ショートステイ）	利用人数（人／月）	—	2	1
		利用量（人日／月）	—	8	7

【サービス見込量】

サービスの種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)	生活介護	利用人数（人／月）	55	56	57
		利用量（人日／月）	1265	1288	1311
(2)	自立訓練（機能訓練）	利用人数（人／月）	—	—	—
		利用量（人日／月）	—	—	—
	自立訓練（生活訓練）	利用人数（人／月）	2	—	1
		利用量（人日／月）	46	—	23
(3)	就労移行支援	利用人数（人／月）	3	4	4
		利用量（人日／月）	69	92	92
(4)	就労継続支援（A型）	利用人数（人／月）	11	13	15
		利用量（人日／月）	253	299	345
	就労継続支援（B型）	利用人数（人／月）	42	44	46
		利用量（人日／月）	966	1012	1058
(5)	就労選択支援	利用人数（人／月）	—	5	5
(6)	就労定着支援	利用人数（人／月）	4	6	7
(7)	療養介護	利用人数（人／月）	2	2	2
(8)	短期入所（ショートステイ）	利用人数（人／月）	4	4	4
		利用量（人日／月）	28	28	28

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

住み慣れた地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者の把握に努めるとともに、利用希望者にサービス提供事業者情報の提供を行います。

就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

療養介護に関しては、今後も身近な地域でサービスを利用できるよう、利用意向を踏まえながらサービス提供体制の整備に努めていきます。

短期入所に関しては、地域で生活するために重要なサービスとなるため、サービスについて周知を図るとともに、サービス提供体制の整備に努めます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間に行われる共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。また、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるときは、事業所毎に「介護サービス包括型」「日中サービス支援型」「外部サービス利用型」と区分されています。

(3) 施設入所支援

施設の入所者を対象として、障害者支援施設において、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(4) 宿泊型自立訓練

一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している人を対象とし、居住の場を提供し、帰宅後における家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

【サービス実績】

サービスの種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)	自立生活援助	利用人数（人／月）	—	—	—
(2)	共同生活援助 （グループホーム）	利用人数（人／月）	23	22	23
(3)	施設入所支援	利用人数（人／月）	38	39	39
(4)	宿泊型自立訓練	利用人数（人／月）	—	1	2

【サービス見込量】

サービスの種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)	自立生活援助	利用人数（人／月）	—	—	1
(2)	共同生活援助 （グループホーム）	利用人数（人／月）	26	27	29
(3)	施設入所支援	利用人数（人／月）	41	42	37
(4)	宿泊型自立訓練	利用人数（人／月）	2	—	—

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

共同生活援助（グループホーム）については、今後も広域的な連携についても検討しながら整備が必要となるため、地域の理解を深めながら、整備していくとともに、生活の場の確保に努めていきます。

また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

4 相談支援

（１）計画相談支援

支給決定を受けた障害のある人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証を行い、見直し（モニタリング）を行うサービスです。

（２）地域移行支援・地域定着支援

施設や病院等に入所・入院している障害のある人を対象に、居住の確保やその他地域での生活に移行するための相談を行うサービスです。

【サービス実績】

サービスの種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)	計画相談支援	利用人数（人／月）	32	29	30
(2)	地域移行支援	利用人数（人／月）	－	－	－
	地域定着支援	利用人数（人／月）	－	－	－

【サービス見込量】

サービスの種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)	計画相談支援	利用人数（人／月）	34	35	36
(2)	地域移行支援	利用人数（人／月）	－	－	1
	地域定着支援	利用人数（人／月）	－	－	－

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、各種相談事業との連携を図ります。

5 障害児支援

（１）児童発達支援

未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

（２）放課後等デイサービス

学校授業終了後や休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練や、社会との交流促進等を行います。

（３）保育所等訪問支援

保育所などの集団生活を営む施設に通う障害児に、当該施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

（４）居宅訪問型児童発達支援

外出することが困難な重度障害児に対し、障害児の自宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能、集団生活への適応訓練を行います。

(5) 福祉型・医療型児童入所支援

18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導や訓練、及び治療を行います。

(6) 障害児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援サービスの利用前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行います。

(7) コーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

【サービス実績】

サービスの種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)	児童発達支援	利用人数（人／月）	2	3	3
		利用量（人日／月）	22	32	32
(2)	放課後等デイサービス	利用人数（人／月）	10	12	15
		利用量（人日／月）	160	184	225
(3)	保育所等訪問支援	利用人数（人／月）	3	3	3
		利用量（人日／月）	6	6	6
(4)	医療型 児童発達支援	利用人数（人／月）	—	—	—
		利用量（人日／月）	—	—	—
(5)	居宅訪問型 児童発達支援	利用人数（人／月）	—	—	—
		利用量（人日／月）	—	—	—
(6)	福祉型 児童入所支援	利用人数（人／月）	—	—	—
	医療型 児童入所支援	利用人数（人／月）	—	—	—
(7)	障害児相談支援	利用人数（人／月）	4	4	4
(8)	コーディネーターの 配置	コーディネーターの人数	3	1	3

【サービス見込量】

サービスの種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)	児童発達支援	利用人数（人／月）	3	1	1
		利用量（人日／月）	63	23	23
(2)	放課後等デイサービス	利用人数（人／月）	15	12	14
		利用量（人日／月）	350	280	326
(3)	保育所等訪問支援	利用人数（人／月）	4	4	4
		利用量（人日／月）	8	8	8
(4)	居宅訪問型 児童発達支援	利用人数（人／月）	—	—	—
		利用量（人日／月）	—	—	—
(5)	福祉型 児童入所支援	利用人数（人／月）	—	—	—
	医療型 児童入所支援	利用人数（人／月）	—	—	—
(6)	障害児相談支援	利用人数（人／月）	5	4	4
(7)	コーディネーター の配置	コーディネーターの人数	3	5	5

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

障害児支援の基盤整備の強化や福祉・医療・教育などの協働による総合的な体制の連携を図ります。

第3節 地域生活支援事業の見込み

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第 77 条において市町村を実施主体とし、法定化された事業です。障害のある人が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。

事業類型	実施事業
1 必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター機能強化事業
2 任意事業	(1) 日常生活支援 (2) 社会参加支援 (3) 就業・就労支援

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくするため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【サービス見込量】

サービスの種類	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【サービス見込量】

サービスの種類	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業（実施の有無）	無	無	無	有

(3) 相談支援事業

障害のある人や介助者（介護者）などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、又は障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

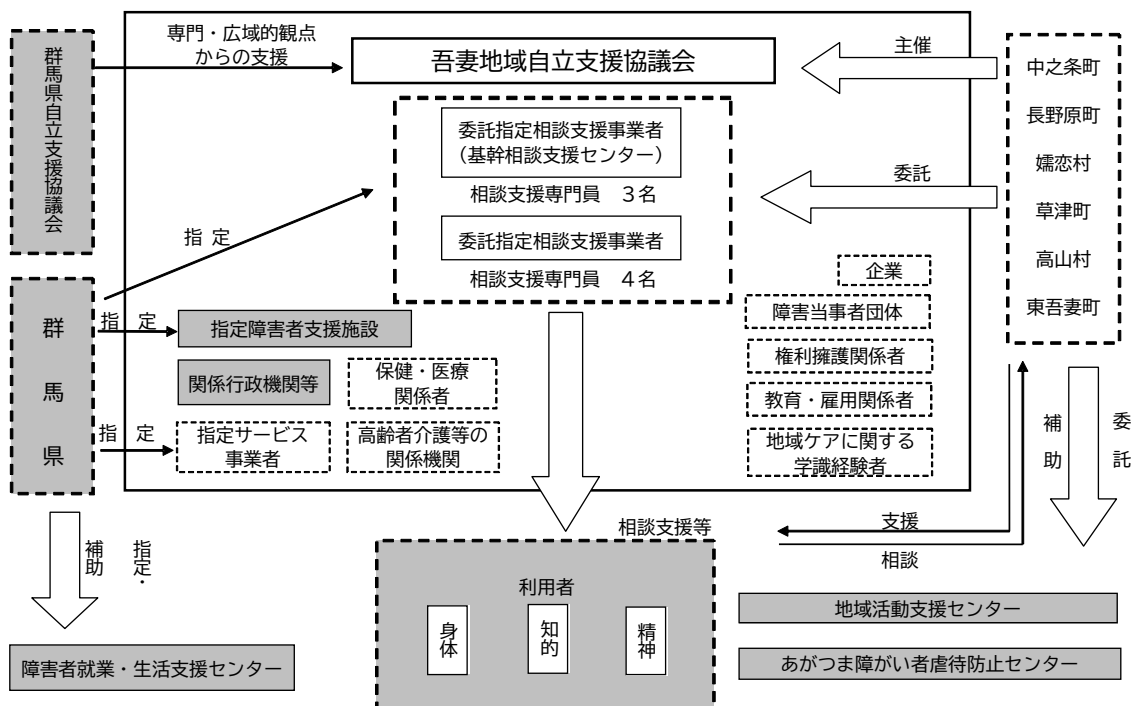
【サービス見込量】

サービスの種類	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業（箇所）	3	3	3	3
基幹相談支援センター （実施の有無）	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業 （実施の有無）	有	有	有	有
住宅入居等支援事業（実施の有無）	無	無	無	有

地域自立支援協議会の概要

項目	内容
実施主体	東吾妻町
委託・補助の有無	吾妻郡内6か町村共同運営
参加予定機関	吾妻郡内6か町村、県自立支援協議会アドバイザー、指定相談事業者、指定障害福祉サービス事業者、手をつなぐ育成会等

吾妻地域自立支援協議会



(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、成年後見制度を利用することについて支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 (実利用見込み者数)	1	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。本町では現在、制度を実施する法人はありませんが、成年後見制度を実施できる法人への働きかけを行い、法人後見の活動を支援します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人などに対して、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者などの派遣を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業 (実設置見込み者数)	0	0	0	0
	手話通訳者・要約 筆記者派遣事業 (実利用見込み件数)	0	0	0	0

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人などに対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

【サービス見込量】

サービスの種類		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業					
介護訓練支援用具 (実利用見込み者数)		0	2	2	2
自立生活支援用具 (実利用見込み者数)		2	2	2	2
在宅療養等支援用具 (実利用見込み者数)		0	1	2	2
情報・意思疎通支援用具 (実利用見込み者数)		0	1	2	2
排せつ管理支援用具 (実利用見込み者数)		420	420	420	420
居宅生活動作補助用具 (実利用見込み者数)		0	0	0	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。本町では事業を実施していません。吾妻圏域での共同実施等も含め検討を進めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進します。

【サービス見込量】

サービスの種類		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用見込み者数	3	4	4	5
	延べ利用見込み時間数	75	100	100	125

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

町内にある「ひがしあがつま地域活動支援センター」では、継続して雇用されることが困難な知的障害者及び身体障害者に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供し、障害のある人の社会との交流を促進するために、日中の活動の場を提供します。また、「ひがしあがつま地域活動支援センター」の機能の充実強化を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ひがしあがつま 地域活動支援センター	実利用見込み者数	5	6	6	10

※関連する市町村：中之条町 高山村 東吾妻町 3町村による共同設置



■吾妻圏域の地域活動支援センター

○地域活動支援センターしらかば

中之条町にある「地域活動支援センターしらかば」はNPO法人しらかば会が運営しています。継続して雇用されることが困難な精神障害者に対し、通所の方法により生産活動の機会を提供しています。

○にしあがつま地域活動支援センター

嬭恋村に設立されている「にしあがつま地域活動支援センター」では、継続して雇用されることが困難な知的障害者及び身体障害者に対し、通所の方法により創作活動や生産活動の機会を提供しています。

2 任意事業

(1) 日常生活支援

訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業など、障害のある人の日中における活動の場を確保、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を実施します。

(2) 社会参加支援

支援スポーツ・文化芸術活動の開催や手話奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成等の実施により、障害のある人の社会参加を促進することを目的としています。

(3) 就業・就労支援

知的障害者職親委託など障害者生活指導や技術取得訓練等を行い、雇用の促進と職場における定着性を高め、障害者の就業・就労を促進することを目的としています。

【サービス見込量】

サービスの種類		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)日常生活支援	実利用見込み者数	4	5	5	6
(2)社会参加支援	実利用見込み者数	0	1	1	1
(3)就業・就労支援	実利用見込み者数	0	0	0	1

第6章 地域生活支援体制の整備

1 障害者総合支援法の浸透

近年の障害者施策は制度の改正が多くなっているため、サービスを必要とする人が自らの意思でサービスを選択し、利用していくことができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、制度やサービス内容の周知を行い、障害者総合支援法の普及と定着に努めていきます。

2 障害福祉施策推進のための人材の育成・確保

身体・知的・精神の3障害について共通の基盤のもとでサービスを展開するためには、支援を担う専門的な人材の育成が求められています。また、精神障害者の退院促進の流れの中で、精神保健福祉にかかわる専門的な人材のより一層の充実が必要となります。そのため、精神障害、重度の全身性障害等、障害種別ごとの専門的技術等、障害のある人の個別性に対応する技術の習得のための研修開催など、人材育成のための支援に努めます。

3 サービス提供事業者の育成・確保

障害福祉サービスの充実を図るためには、事業者の育成・確保を進めていく必要があります。そのため、介護サービス事業所等への情報提供等により、新規参入を促進します。また、利用者が事業者選択に活用できる事業所情報の提供を行います。さらに、多様な障害特性に対応できる援助技術の共有化に向けて事業所間の情報交流など連携体制の構築に努めます。

4 公平・公正な障害支援区分認定の実施及び支給決定プロセスの透明化

障害支援区分認定にあたっては、障害の状態等の的確な把握に努め、特記事項の審査判定への反映が行われるよう、手話通訳者等の派遣や認定審査会及び認定調査員に対する研修の実施などに努めます。また、支援の必要度に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスの透明化を図ります。

第7章 計画の推進体制

1 庁内における推進体制

障害者福祉施策については、教育、就労、保健・医療など全庁的な取組が必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

2 県・近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、国や県に協力を呼びかけ、施策の総合的な展開に努めます。また、「圏域ビジョン」等も踏まえ、近隣自治体と合同で進めるのがふさわしい施策については、協力して施策を推進していきます。

3 住民参画の推進

地域における保健・福祉を充実するためには、行政だけではなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体などによる支援や協力が大変重要となります。そのため、当事者のニーズに合ったサービスの提供を行うため、障害者福祉のためのボランティア団体の育成に努めるとともに、当事者団体と行政との連携を強化し、住民と行政の協力体制を築いていきます。

4 計画の点検・評価

本計画は障害福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図る計画であることから、障害施策関係者で組織される「吾妻地域自立支援協議会」等において適宜点検評価を行い、PDCAサイクルにより問題点や課題を把握し必要な対策を協議した上で、所要の対策を実施します。

資料

東吾妻町障害者計画等策定委員会設置要綱

令和5年2月20日告示第6号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するにあたり、広く町民の意見を聴くため、東吾妻町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他障害者計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で構成する。

- 2 委員は、保健、医療、福祉、教育等に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画等の策定に係る業務が完了するまでとする。

- 2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。



東吾妻町マスコット「水仙ちゃん」

第4次 東吾妻町障害者計画

第7期 東吾妻町障害福祉計画

第3期 東吾妻町障害児福祉計画

令和6年3月発行

発行：東吾妻町

〒 377-0892

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046 番地

TEL 0279-68-2111 (代)

FAX 0279-76-4525

編集：保健福祉課
